



特定小型原動機付自転車 ってどこを走れるの？

<車両別走行区分早見表>

規制標識等		歩道	自転車道	専用通行帯	路側帯	駐停車禁止路側帯
原動機付自転車	特定小型原付	×	○	○	×	×
	特例特定小型原付	△	△		○	○
	一般原付	×			×	×
自転車	普通自転車※	△	◎	◎	○	○
	上記以外	×	○	○	○	○

特定小型原付・自転車は車道を通行することが原則

※: 二輪車、三輪車、長さ190cm以内、幅60cm以内(側車付き、他車両けん引を除く)

◎: 通行しなければならない ○: 通行できる △: 条件により通行できる ×: 通行できない

令和5年7月1日以降は、一定の基準に該当する電動キックボード等について、原動機付自転車の一類型である「特定小型原動機付自転車」が創設され、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されることとなります。



安全に乗るための交通ルール

- ヘルメットを着用しましょう！
- 歩行者を優先しましょう！
- 携帯電話は使用しない！
- 信号や標識に従いましょう！
- 飲酒運転は絶対禁止！
- 信号機のある交差点は二段階右折しましょう！



岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター



交通安全情報



交通事故統計・分析